ソーシャルワーカーに求められる被害者支援への関与 - 犯罪被害者のニーズに絡めて-

武庫川女子大学 大岡 由佳 (006721)

キーワード: 犯罪被害者、被害者支援、ソーシャルワーカー

1. 研究目的

平成 16 年に犯罪被害者等基本法が施行されているが、ソーシャルワーカーの活用につ いて施策上で触れられたのは、平成28年の第3次基本計画の時である。そこで、社会福 祉士および精神保健福祉士等の活用およびこれらとの更なる連携・協力の充実・強化が図 られた。ただ、被害者支援におけるソーシャルワーカーの配置を求めるニーズはあるもの の、被害者支援のための専門職活用のための国家予算はつかなかった。その結果、犯罪被 害者支援におけるソーシャルワーカーの配置は広がらなかった。しかし、その後、地方公 共団体の都道府県・市町に、犯罪被害者等総合的窓口が 100%設置され、その窓口にソー シャルワーカーを配置する地方公共団体がわずかではあるが増えてはきている。その流れ もあり、2021年4月から、社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラムにおいて、「刑 事司法と福祉」が共通科目化され、その中で、犯罪被害者支援の支援やケアについても掲 載された。2024 年 4 月には、都道府県のコーディネーターとして社会福祉士および精神 保健福祉士が配置することが望ましいとの方向性が警察庁から示された。市区町村の窓口 にもそれらの専門職の必要性が謳われた。しかし、そもそもソーシャルワーカーが被害者 支援においてどのように寄与できうるのであろうか。本発表では、犯罪被害者に行った質 的調査の結果をもとに、ソーシャルワーカーが被害者支援にどのように関与出来る可能性 があるのか、また、どうあるべきなのか、そして、どのような課題がありどのような展望 をもつとよいかについて検討する。

2. 研究の視点および方法

<u>目的</u>: ソーシャルワーカーが、犯罪被害者に対して、どのような支援ができるのか、どのような支援をするところに意義があるのか、また現在の犯罪被害者支援が抱える課題と展望を明らかにする。

対象と方法:犯罪被害当事者らが集う2団体の協力を得て、グループインタビューおよびグーグルフォームによる質問調査を行った。それらの犯罪被害当事者らの団体は、主に身体犯により家族を失った遺族の団体であり、明日の犯罪被害者のために、社会への提言等を積極的に取り組んでいる団体であった。調査時期は、2023 年 4 月~12 月であった。対象は 14 名であった。KJ 法を参考に、それらの調査で取集された結果の逐語録を作成し、それをもとにコーディングし、類似したグループ間の関係性やつながりを抽出の上、導かれた構造や相関関係、包含関係などの図解での可視化を行った。

3. 倫理的配慮

本調査は、武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科/心理・社会福祉学部社会福祉学科研究倫理審査委員会規定に従い、研究倫理審査で承認され実施された(承認番号: 2023029)。なお、本調査は、「地方公共団体における犯罪被害者等のための総合的対応窓口の稼働状況と充実化に向けての検討」の研究調査にむけて当事者ニーズの把握のためにプレリミナリーな調査実施として行われたものであった。本報告に関連して開示すべき COI 関係にある企業等はない。

4. 研究結果

犯罪被害者の属性としては、被害から 10-20 年が 6 割を占め、その他 4 割は事件から 20 年が経過している遺族であった。犯罪被害者になって、もっとも困ったことは、加害者の対応・問題や生活問題もあったが、心理的問題に皆が困っていた。

被害者として社会に求めることとして、大きく分けると3カテゴリー【支援力の必要性】 【支援体制の整備】【二次被害防止】に分けられた。【支援力の必要性】としては、同じ目線にたった支援を求める声や、話を聴く必要性、寄り添う支援の必要性、立ち直っていく支援の大切さ、などが挙げられた。【支援体制整備】においては、機能不全である行政窓口に支援コーディネーターが必要であることや、法的支援のバックアップの必要性などが挙げられた。【二次被害防止】においては、被害者が2重に被害に遭うことがない状態を作ることや、加害者重視による弊害を指摘があった。

5 考察

犯罪被害者支援について、上記の結果から、ソーシャルワーカーが関与する意義が改め て確認された。とくに被害者支援では、支援力=支援の質が問われており、専門職である からこそ、出来る支援があると考えられた。一方で、ソーシャルワーカーが関与するにあ たり、現実問題として様々な課題があることが明るみになった。

1 つ目の課題は、犯罪被害者等基本法は施行されたものの、地方公共団体レベルでの生活再建の仕組みがあるだけで、そこには、地域格差があることが挙げられた。高齢者には介護保険法、障害者には障害者総合支援法のような、全国一律の被害者のための支援施策の検討が求められていた。2 つ目の課題は、犯罪被害者の問題の社会的な認識を高めていくことであった。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)」の必要性が叫ばれて久しいが、犯罪被害者は、現在、その"にも包括"ケアの蚊帳の外にいる。保健福祉領域で犯罪被害者支援の認識を高めていくことが、犯罪被害者に、既存の福祉機関やソーシャルワーカーの関与を増やすことにつながると考えられた。3 つ目の課題は、司法福祉教育におけるアンバランスの是正である。被害者と加害者は表裏であり、人権を取り扱う専門職として一方(加害者)のみに関与することは公正とはいえない。そのため、福祉分野の専門職が、加害者支援のみならず被害者支援についても学び、現場に入っていく仕組みを徹底させる必要がある。近年の司法福祉の教科書に割かれる犯罪被害者支援の頁数は限られているが、その配分等も再検討の余地があると考えられた。